

意見書

2013（平成25）年4月25日

消費者委員会食品表示部会
部会長 田島 眞 殿

中 下 裕 子

裁判期日と重なっているため、明日の食品表示部会に出席することはできませんので、議題2の「玄米及び精米品質表示基準の見直し」について下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

1 意見の趣旨

農産物検査法以外の証明方法を積極的に検討し、現行の表示基準を速やかに見直すべきと考えます。

2 意見の理由

(1) 「玄米及び精米品質表示基準」と「生鮮食品品質表示基準」のダブルスタンダード解消の必要性

農産物検査法に基づく証明を受けていない、いわゆる未検査米について、袋詰め精米に例えば「22年産」「こしひかり」と表示して一般消費者向け商品として販売した場合には、「玄米及び精米品質表示基準」違反となります。実際、消費者庁は、上記同様の事案について、平成24年6月6日、茨城県内の米穀販売業者に対して、JAS法違反で改善命令を行っています。

しかし、この事案では、実際に袋詰め販売された品種・産年そのものに虚偽はなく、任意である農産物検査を受けていない未検査米に品種名・産年を表示したため「玄米及び精米品質表示基準」違反とされたものですが、品種・産年の表示そのものは一般消費者にとっても利益となりうる事柄です。

一方、同じ精米を、業務用、もしくはバラ売りで販売する場合は、「玄米及び精米品質表示基準」ではなく、「生鮮食品品質基準」が適用されるため、未検査米に品種・産年を表示してもJAS法違反にはなりません。「生鮮食品品質基準」では、伝票等

で事実確認ができることを条件として、未検査米への品種・産年の表示が可能となっているのです。

このようなダブルスタンダードには合理性がなく、速やかに是正する必要があると考えます。

(2) 米トレーサビリティ法の拡充強化による品種・産年の証明手法の提案

米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)では、産地情報の伝達が義務づけられていますが、同法の施行に伴い、「玄米及び精米品質表示基準」の見直しが行われ、未検査米を含む全ての精米の産地表示が可能となりました。

これと同様に、米トレサ法を改正して、品種・産年についても情報伝達を義務づけるとともに、ITを有効に活用した伝達手法(例えば、「産地」に加えて、「産年」「品種」「生産者識別番号」等を2次元バーコード化し、生産者が紙袋に貼付するなどして伝達するなど)を導入することにより、同法に基づいて品種・産年の表示を可能とすることを提案します。

現行の米トレサ法では、このようなIT技術が活用されていないため、人為的ミスが避けられませんが、このようなITの活用により、そのリスクは相当に低減化するのみならず、在庫管理が容易になるというメリットもあります。

自己申告制だけでは信用できないとの意見もあると思いますが、米以外の農産物は原則的に自己申告制で、虚偽があった場合には罰則の適用があります。IT技術による情報伝達のベースの上に、自己申告の内容が疑わしい場合にはDNA検査を実施できることにしておけば十分ではないかと考えます。そもそも、現行の農産物検査法も目視によるものにすぎませんので、どの程度正確性が担保されているかは不明と言わざるを得ません。ITによる情報伝達システムの構築と科学的分析法による違反の摘発という体制を整備することにより、前述のダブルスタンダードを解消し、より公正な表示制度を確立する必要があると考えます。

以上